

兵庫県立大学西播磨学生寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学（以下「大学」という。）学生の勉学と生活の便宜を図ることを目的として設置する兵庫県立大学西播磨学生寮（以下「学生寮」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理運営責任者)

第2条 学生寮の管理運営責任者は、理学部学生部長（以下「学生部長」という。）とする。

(管理運営に関する審議)

第3条 学生寮の管理運営に関する基本方針は、西播磨学生寮運営委員会（以下「運営委員会」という。）がこれを審議する。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(入寮資格)

第4条 学生寮に入寮することができる者は、大学の学部または大学院の学生とする。ただし、学生部長が特に認める場合は、この限りでない。

(在寮期間)

第5条 在寮期間は、卒業までの最短在学年限とする。ただし、学生部長が特に認める場合はこの限りでない。

(入寮の申し込み)

第6条 学生寮に入寮しようとする者は、書面により学生部長に申し込むものとする。

(選考及び許可)

第7条 入寮者の選考及び許可は、運営委員会の議を経て、学生部長が行う。

2 学生部長は、収容人員に欠員を生じた場合には、補欠入寮を許可することができる。

(変更許可)

第8条 前2条の規定は、入寮者が入寮許可を受けた内容を変更する場合について準用する。

(入寮期日)

第9条 入寮許可を受けた者(以下「寮生」という。)は、当該入寮許可書に掲げられた期日内に学生寮に入寮し、その日から5日以内に学生部長に入寮を届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該期日内に学生寮に入寮することができないときは、あらかじめそのことについて学生部長の承認を受けなければならない。

(寮費)

第10条 寮生は、学生寮の経費等取扱要領に定める寮費を納付しなければならない。

(費用負担義務)

第11条 寮生は、学生寮の経費等取扱要領に定める光熱水費及びその他居室の補修等に必要経費を負担しなければならない。

(外泊等の期間中の寮費等)

第12条 前2条に定める寮費等は、外泊等のため在寮していないことがあっても減額しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、前2条に定める寮費等を免除することができる。また、免除を許可した場合、既納の寮費等がある場合には、返還することができる。

- (1) 寮生の死亡又は行方不明により学籍を除かれたとき。
- (2) 寮生又は当該学生の学資を主として負担している者が風水害等の被害を受け、納付が著しく困難であると認められるとき。
- (3) その他、理事長が免除を許可することが適当であると認めるとき。

(年度の中途における入退寮)

第13条 入寮又は退寮の日が年度の中途となる者の寮費及び第11条に定める費用の額は、学生寮の経費等取扱要領に定める。

(施設の保全等)

第14条 寮生は、善良な管理者として注意を払い、学生寮の施設設備及び備品の保全、防火管理、保健衛生状態の改善、災害の防止その他学生寮の正常な維持管理に努めるとともに、これらに関する学生部長の指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第15条 寮生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室に寮生以外の者を宿泊させないこと。
- (2) 居室を他人に使用させないこと。
- (3) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (4) 施設設備に工作を加えないこと。
- (5) 許可なく共用部分等に掲示又は貼紙をしないこと。

(損害賠償)

第16条 寮生は、その責めに帰すべき事由により学生寮の施設設備又は備品を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに学生部長にその旨を報告するとともに、学生部長の指示に基づき、これを原状に回復し、又はこれによって生じた損害の賠償しなければならない。

(退寮手続)

第17条 寮生は、在寮許可期間内に退寮しようとするときは、その7日前までに学生部長に届け出なければならない。

(入寮許可の取消し)

第18条 学生部長は、寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議を経て入寮許可を取り消すことがある。

- (1) 正当な理由なく第9条に規定する期日内に入寮しないとき。
- (2) 寮費及び第11条に規定する費用の納付を3箇月を超えて怠ったとき。
- (3) 居室を正当な理由なく継続して1箇月以上使用しないとき。
- (4) 入寮申込みが虚偽の事実に基づくことが判明したとき。
- (5) 疾病その他の事由により保健衛生上共同生活に適さないと認めたとき。
- (6) 休学若しくは留学を許可され、または休学を命じられ、若しくは停学処分を受けたとき。
- (7) 学生寮の風紀または秩序を乱す行為があったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この規程その他の学生寮に係る規程及び学生部長の指示に違反したとき。

(学生寮の明渡し)

第19条 寮生は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学生寮を明け渡さなければならない。

- (1) 第4条に規定する入寮資格を失ったとき。
- (2) 第5条に規定する在寮期間を過ぎてもなお退寮しないとき。
- (3) 前条の規定により入寮許可を取り消されたとき。

(明渡しの猶予)

第 20 条 寮生は、前条の場合において、やむを得ない理由により速やかに学生寮を明け渡すことができないときは、学生部長に明渡しの猶予を申し出ることができる。

2 学生部長は、前項の申し出の理由がやむを得ないと認められるときは、必要な期間を定めて、明渡しの猶予をすることができる。

(退寮時検査)

第 21 条 寮生は、学生寮を明け渡すときは、居室に関する設備、備品等について播磨理学キャンパス学務課の検査を受けなければならない。

(補則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、学生寮の運営に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て学生部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、既に入寮している者は、この規程により入寮許可を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、改正後の第 12 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。